

会議名	令和7年度 第2回 愛荘町入札監視委員会
開催日時	令和8年(2026年)3月25日(水) 午前13時30分から14時45分まで
開催場所	愛荘町役場 3階 第2委員会室
出席者	【委員】2名 生駒英司委員長、池野泰弘委員 【事務局】4名 生駒総務政策監、久保川室長、外川経営戦略課参事、 西川経営戦略課係長
欠席者	横山幸司副委員長
公開・非公開の別	公開
議題	議題 ① 入札および契約手続きの運用状況等について（令和7年度入札結果（上半期分）） ② 令和7年度工事第20号 町道名神国八線道路改良工事 ③ 令和7年度工事第28号 町道橋梁維持修繕工事（手倉橋） ④ 令和7年度委託第16号 町道愛知川栗田線道路詳細修正設計業務 ⑤ 令和7年度委託第17号 愛知川小学校長寿命化改良工事設計委託業務 ⑥ 令和7年度物品第18号 愛荘町立学校教職員用端末等賃貸借 ⑦ 令和7年度物品第27号 庁用バス（1・2号車）車両運行管理委託業務（令和8年度運行分） 【質疑】 議題 ① 入札および契約手続きの運用状況等について（令和7年度入札結果（上半期分）） （資料3ページから6ページを説明） 特になし ② 令和7年度工事第20号 町道名神国八線道路改良工事

(資料7ページから13ページを説明)

(委員)

1者以外、最低制限価格未満で失格という結果ですが、最低制限価格がランダムで出ますので職員さんもわからないと思いますが、応札額としてはどうでしたか。

(事務局)

入札の結果では、業者さんの応札額は僅差となっており、最低制限価格については、ランダムで出た数字が一番高い結果となったことから最低制限価格未満が多かった結果となっています。

(委員)

この案件に応札できる業者はもう少しおられるのですよね。

(事務局)

町外業者も含めて、20者程度はあると思います。

③ 令和7年度工事第28号 町道橋梁維持修繕工事(手倉橋)

(資料14ページから20ページを説明)

(委員)

適用にある三和建設の未着というのはどういう意味ですか。

(事務局)

事前に電子入札において参加申請を行ったにもかかわらず、辞退の提出もなく応札もされなかったことから未着としたものです。

(委員)

入札公告の工事概要において、橋梁補修工 一式とありますが、県では一式ではなくできるだけ施工数量を記載するようにしています。仮設工や土工など一式と記載する場合がありますが、わかりやすくなるよう可能な範囲で施工数量を記載されるようにしていただけたらと思います。

(事務局)

今後、一式計上ではなく、延長を記載するなど、注意してまいります。

④ 令和7年度委託第16号 町道愛知川栗田線道路詳細修正設計業務

(資料21ページから26ページを説明)

特になし

⑤ 令和7年度委託第17号 愛知川小学校長寿命化改良工事設計委託業務

(資料27ページから33ページを説明)

(委員)

この案件では、最低制限価格を設けていますか

(事務局)

最低制限価格は設けています。

(委員)

工期が1年以上ありますが、この業務は工期が1年以上必要な業務内容なのですか。

(事務局)

この業務につきましては、既存の学校のあり方についても検討する業務となっており、既存のままでいいのか、解体して新たに建て替えるのかなども検討する業務でございます。

(委員)

この業務は検討も含めているのですね。

建築の参加登録は多いですか。

(事務局)

多くはありません。建築士業界も忙しいと聞いています。

⑥ 令和7年度物品第18号 愛荘町立学校教職員用端末等賃貸借

(資料34ページから36ページを説明)

(委員)

この案件は令和13年までの賃貸借案件ですね。

(事務局)

そのとおりでございます。

(委員)

この案件は何台の機器を賃貸借されるのですか。

(事務局)

パソコン30台の賃貸借となり、保守も含めての金額となります。

⑦ 令和7年度物品第27号 庁用バス(1・2号車)車両運行

管理委託業務（令和８年度運行分）
（資料３７ページから３９ページを説明）

（委員）

この案件の応札額について開きがありますが、なぜでしょうか。

（事務局）

この業務については人の手配が必要な業務であり、会社の雇用状況などによっても、大きく変わってくると想定しています。

（委員）

応札額と予定価格が同額ですが、他社からも見積を取られているのですか。

（事務局）

見積については複数とっており、１者ではございません。

（委員）

たまたま、100%の同額となったということですね。また、見積は１者では無いということですね。

（事務局）

１者ではございません。

（委員）

この業務の内容については、町が所有しているバスを動かす業務ですか。

（事務局）

町が所有するバスについて、運転手さんに来ていただき、運行してもらう業務です。

（委員）

これは、路線バスではないのですか。

（事務局）

路線バスではありません。

（委員）

乗車される方はどのような方になりますか。

（事務局）

各種団体や自治会、スポーツ少年団、学校の行事などに貸し出ししています。

（委員）

利用は多いですか。

（事務局）

利用は多いところです。日数で200日以上、利用いただいています。

(事務局)

利用いただく中で、研修を2時間以上行っていただいています。また、運行時間についても制限を設けており、1日で何時間までと制限を設けているところです。特に多いのは、部活動などの利用が多いところです。

(委員)

この業務は、ほとんど人件費ということですか。

(事務局)

そのとおりです。

報告

○愛荘町建設工事等入札参加停止基準に伴う入札参加停止について

(資料42ページから50ページを説明)

指名停止業者 彦根観光バス(株)

指名停止理由 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったため

指名停止要件 停止基準 第2条第1項別表第1第5号(2) 契約違反

指名停止期間 令和8年2月13日から令和8年5月12日

(委員)

彦根観光バスさんは、指名停止になることは知っておられたのですか。

(事務局)

入札参加停止になることは、落札後に辞退届を持ってこられた際に指名停止になる旨は伝えさせていただいています。

(委員)

この案件の結果、どうなりましたか。

(事務局)

本来でありますと、もう一度入札しなおすこととなりますが、入札した時期が2月であるため、4月1日からの運用をするためには人の手配のこともありますので、入札している期間が確

	<p>保できないことから、応札された業者様に再度、見積徴収させてもらったところです。</p> <p>(委員)</p> <p>この案件も、ほとんどが人件費になりますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>そのとおりでありまして、人件費でございます。</p> <p>(委員)</p> <p>辞退される理由としてはなんですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>人の確保が難しいことからであると思います。</p>
<p>委員会意見の内容</p>	<p>(審議結果)</p> <p>案件については、全て適正に処理されており特になしとする。ただし、意見の中で入札公告における概要の一式計上について、できる範囲内で施工数量を記載することを今後の入札公告において確認いただきたいことを意見とします。</p>
<p>その他</p>	<p>●令和6年度統一的な基準による地方公会計整備支援業務について</p> <p>令和6年10月29日 令和6年度第1回愛荘町入札監視委員会の中で、「令和6年度統一的な基準による地方公会計整備支援業務」について、ご意見がありました。</p> <p>本件については、1社の随意契約により事業者を決定していました。これに対して、プロポーザルで実施することが望ましい。また、仕様書内で「特定の公会計ソフトを使用しないといけない」、「地方公会計研究センターのアドバイザーである」と言った記載が無いように、そして、その様な要望があった場合は、しかるべき対応をとのご意見をいただきました。</p> <p>今回、その後について報告を申し上げますが、本委員会の議事録を開示請求された事業者より、本案件に対して住民監査請求が提出されました。</p> <p>請求が提出された理由としては「特定の公会計システムを使用しなければいけないという意味は見当たらない」「特定の公会計システムを使用しなければいけないと懇願されて仕様書に記載したとすれば独占禁止法に引っかかる」「履行体制について地</p>

方公会計研究センターのアドバイザーじゃなくてもよい」

以上の内容から、虚偽の説明で1社随意契約を行ったとして請求されました。

これに対し、町から本件に関する経過を含め弁明をしております。

この業務は、平成29年度にプロポーザルで地方公会計システム『通称(X)』を導入し、現在まで保守料のみで使用してきました。これは、新たに他のシステムを導入した場合、導入経費が別途必要との認識でもあり、また、事業者が変わることで公会計整備に重要な固定資産情報についても、分類等、見直しが必要と考え、別途費用が発生することなど、効果的・効率的ではないと判断し、以後、競争入札不適としたものです。

令和5年度には、これまでの受託者が受注できないと申し出があり、入札を実施しましたが応札者が無く、不調となりました。その為、他町でも実績のある事業者と契約を締結し、その際、複数社に見積を依頼し、一番安価であったことを確認しています。

これまで事業者より懇願されて仕様書を作成したことはなく、地方公会計システム(X)以外のシステムでも業務が出来ることは認識していましたが、他のシステムに変更することで不要なコストがかかるとの考えから、現行システムを使用し続けていたものです。また、履行体制については、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業におけるアドバイザーでなくてもできることは認識しておりましたが、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業でもあり、国が推進している事業のアドバイザーに登録されている方は実績が豊富であると当町が判断し、そのようにしていたものです。

以上の内容を踏まえ、審査会で協議をされ、監査の結果、住民監査請求については、請求を棄却しております。

しかしながら、本委員会でご指摘のあったことを踏まえ、今年度より仕様書を見直しプロポーザルを実施して事業者を選定しております。

本委員会のご意見から、住民監査請求が提出されたこともあり、今回、特別の報告をさせていただきました。

(委員)

システム事体はどうされましたか。システム(X)

(事務局)

システム(X)を使わないといけないという仕様にはしておりません。当町にはこのシステムが入っていますので、このシステムを使うことは可能ですし、新たに調達していただいてもかまわないとしており、縛りはかけないようにしております。また、アドバイザーについても、先に申し上げたように、経営財務マネジメント強化事業のアドバイザーに登録されているということも明記する必要もないということで、緩和させていただいている。

(委員)

委員が問題とされた当初随意契約において、業者さんは辞退されたのですか。

(事務局)

昨年度の令和6年度にご指摘いただいた際には、当初請け負われた事業者が受注できなくなり、その後に受注された事業者さんが1者随意契約になったので、1者随意契約はどうなんだと意見をいただいたものです。町としても、この1者に随意契約へ行く前に入札を実施させていただきましたが不調となった経過もありましたので、1者随意契約という手段をとらせていただきました。ただ、今年度からの発注についてはプロポーザルに見直しをさせていただきました。

(委員)

今年度にプロポーザルで実施されて、別の業者になりましたか。

(事務局)

公募による募集をかけましたが、昨年度の受注者以外から手が挙がってこなかったのが現実でございます。

(委員)

この業務を行う業者は無いのですか。

(事務局)

できる事業者はあると思います。公募において町のホームページなどで募集をさせていただいていますが、頻繁に見ておられるかはわかりません。もし、この業界の中で話が行きわたると、参加してもらえる業者が増えるかもわかりませんが、なかなか意欲のある事業者が気にしていただけると参加もあるかもわかりません。

(委員)

固定資産情報とありますが、システム（X）で利用している情報管理はどのようにされていますか。

（事務局）

固定資産台帳に必要な情報であり、資産台帳として整理する必要がありますので、その資料を整理するために使用しているシステムとなりますが、システムが変更となると整理の仕方なども見直しをかける必要がでてきます。

（委員）

いろいろな会計ソフトがありますよね。システムを変えたら、やり方が違うことになりますよね。

（事務局）

当時の会議録を読ませていただくと、委員がシステム（X）を絶対に使わないといけないわけではない。他にもシステムがあると申されておられましたので、そのとおりであると認識していますし、プロポーザルについても制限はすることなく行いました。町は、今、使っているのがシステム（X）ということであって、これを利用いただいても構いませんし、他でも構わないとしています。

（委員）

承知いたしました。